

## 架空請求詐欺の新たな手口に注意!

長崎県内では、  
「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」  
と記載されたハガキが届いたという、相談が数多く寄せら  
れているところですが、新たに、他県で、ハガキ以外にも封  
書を使用する架空請求詐欺の手口を認知しました。  
今後、長崎県内でも発生するおそれがありますので、だ  
まされないように注意してください。

### イメージ図

#### 封筒



封筒には、不安をあおるため「重要」  
の印が押されている

公的機関を連想させる名称で、電話  
を求める内容

#### 通知書 (A4サイズ)

##### 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約  
会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟  
として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番  
号(わ)318 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始さ  
せていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全  
面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及  
び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていた  
だきますので裁判所執行官による執行証書の交付 を承  
諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け賜  
わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご  
本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 [REDACTED]

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関3丁目 [REDACTED]

取り下げ等のお問合せ窓口 03-5962-[REDACTED]

受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

### ~被害防止のポイント~

- ・ 記載された電話番号には絶対連絡しないでください!
- ・ お金の請求に関するハガキやメールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談してください。